

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項並びに第46条の規定に基づき、公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務運営の基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請等)

第3条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに、知事に提出しなければならない。

- 2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 積立金の使途
- (4) その他法人の業務の運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 法第27条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

- 2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績の報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について島根県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業

年度の終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第 7 条 法第 29 条第 1 項の中期目標に係る事業報告書においては、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の報告)

第 8 条 法人は、法第 30 条第 1 項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(会計処理)

第 9 条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

第 9 条の 2 知事は、法人が業務のため保有し、又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）について、その除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除却費用等を指定することができる。

(財務諸表)

第 10 条 法第 34 条第 1 項の規則で定める書類は、平成 16 年総務省告示第 2 2 1 号で定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第 11 条 法第 34 条第 4 項の規則で定める期間は、6 年とする。

(剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認の手続)

第 12 条 法人は、法第 40 条第 3 項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の用途

2 前項の申請書には、法第 40 条第 1 項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第 13 条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第 40 条第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、同条第 1 項の

規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、知事が別に定める日までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、同項の承認を受けなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、知事が別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第15条 前条の納付金は、知事が別に定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件

(3) 処分等の方法

(4) 処分等を行っても法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(県が出資した土地及び建物に係る協議)

第18条 法人は、県が出資した土地及び建物の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類により、あらかじめ知事に協議しなければならない。

(1) 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在地、地目及び地積又は建物の所在地、名称、構造及び延床面積

(2) 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）

(3) 譲渡し、又は担保に供しようとする事由

(4) その他知事が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに」とあるのは、「法第25条第1項の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」とする。

3 法人の成立の際法第66条第1項の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、第9条第1項の規定による指定があったものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。